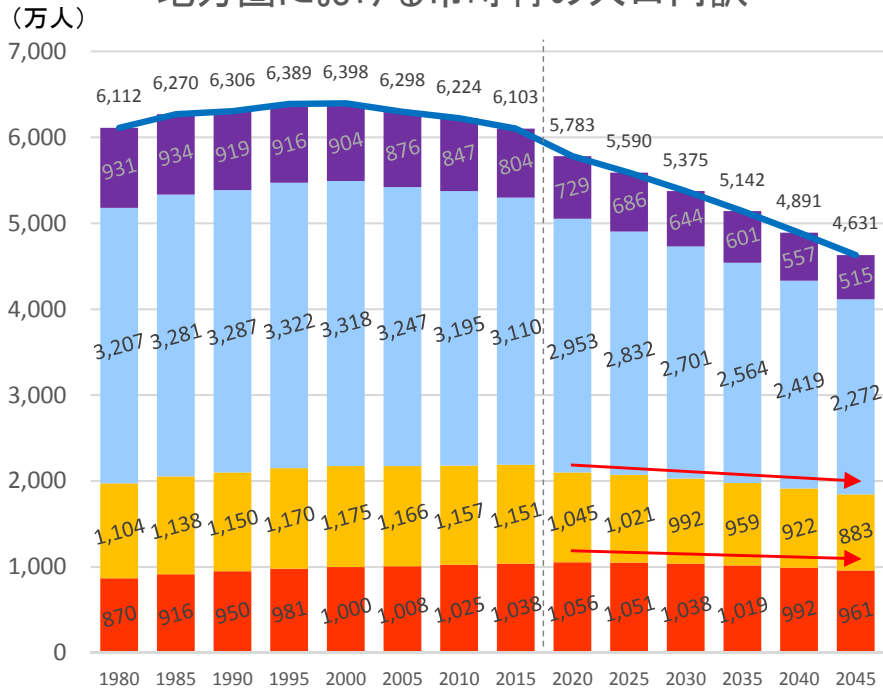


参考資料

地方圏の人口構成の変化（人口減少と高齢化）

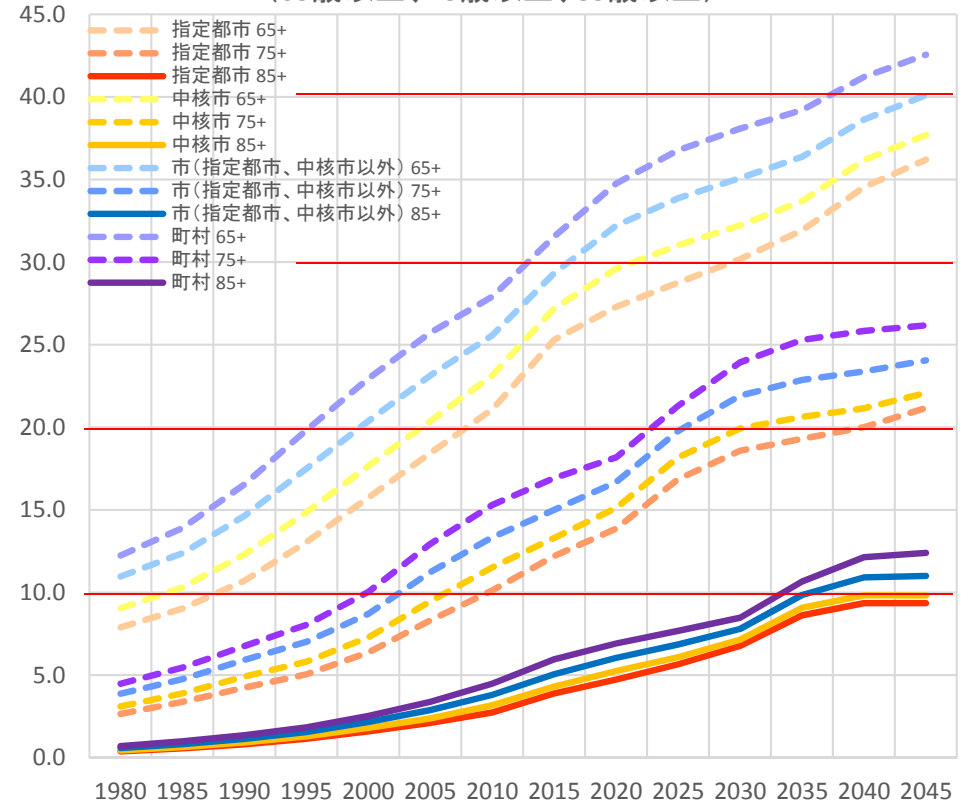
- 地方圏全体としては既に人口が減少。指定都市の人口（地方圏における指定都市の合計）も2020年代前半から減少する。
- 地方圏の指定都市、中核市、市（指定都市、中核市以外）、町村では、いずれも2040年にかけて生産年齢人口の割合が低下し、町村では50%を下回る。

地方圏における市町村の人口内訳

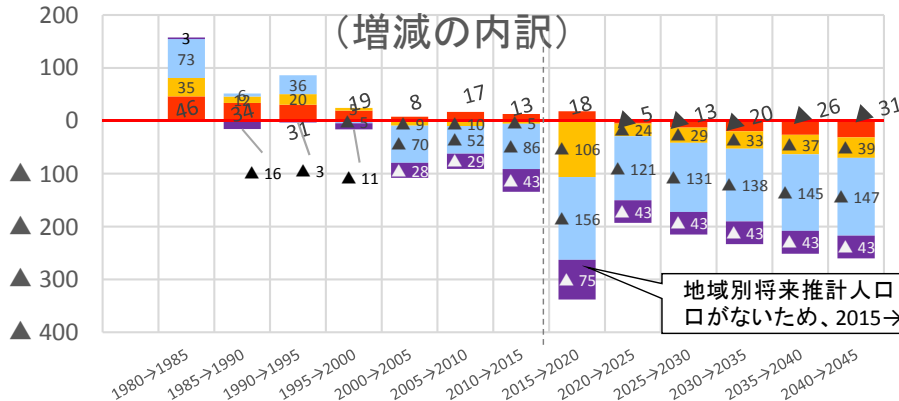


地方圏の高齢者割合

(65歳以上、75歳以上、85歳以上)



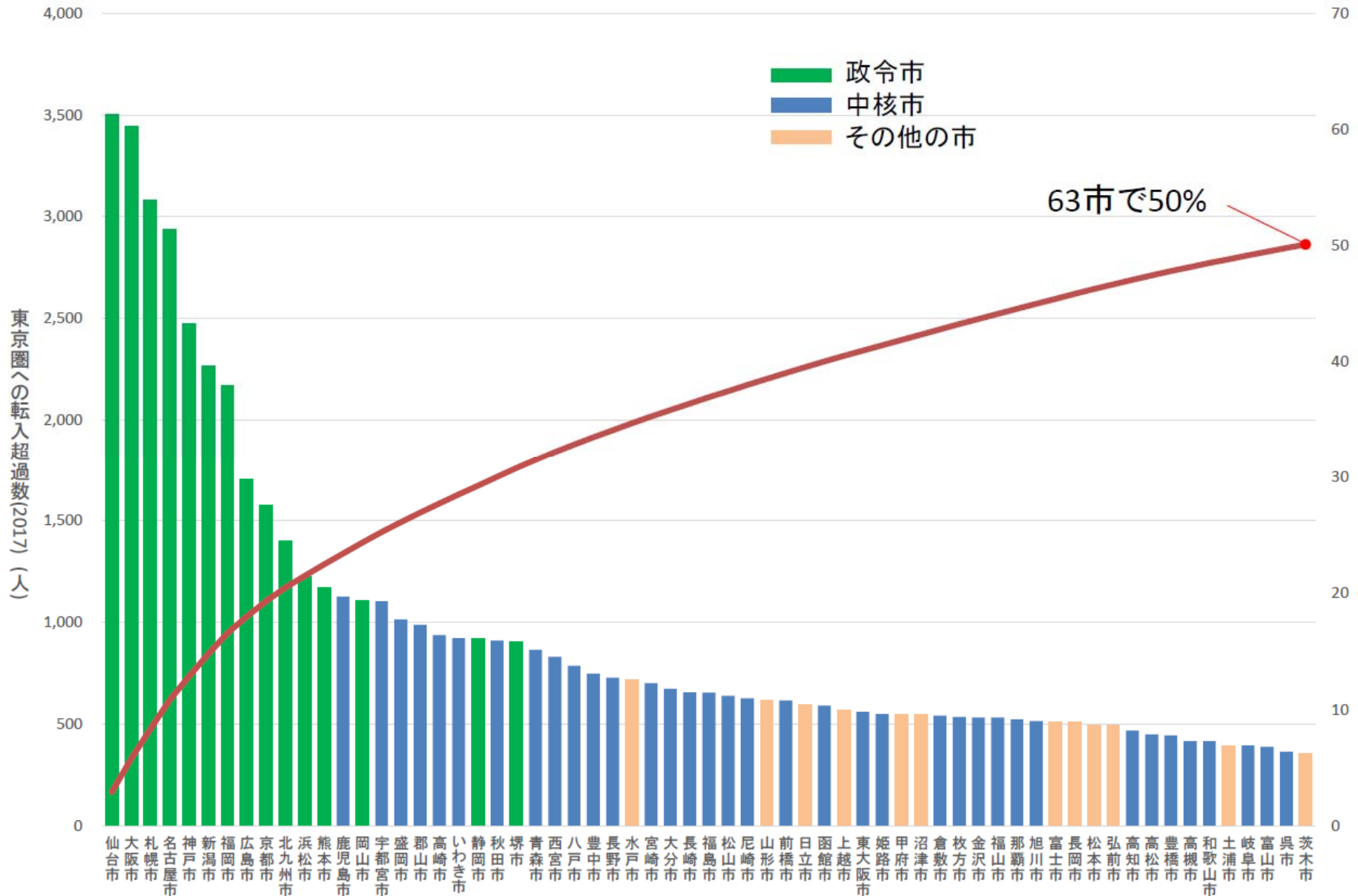
(増減の内訳)



地域別将来推計人口(H30.3推計)は福島県内市町村の人口がないため、2015→2020が過大に表示されることに留意。

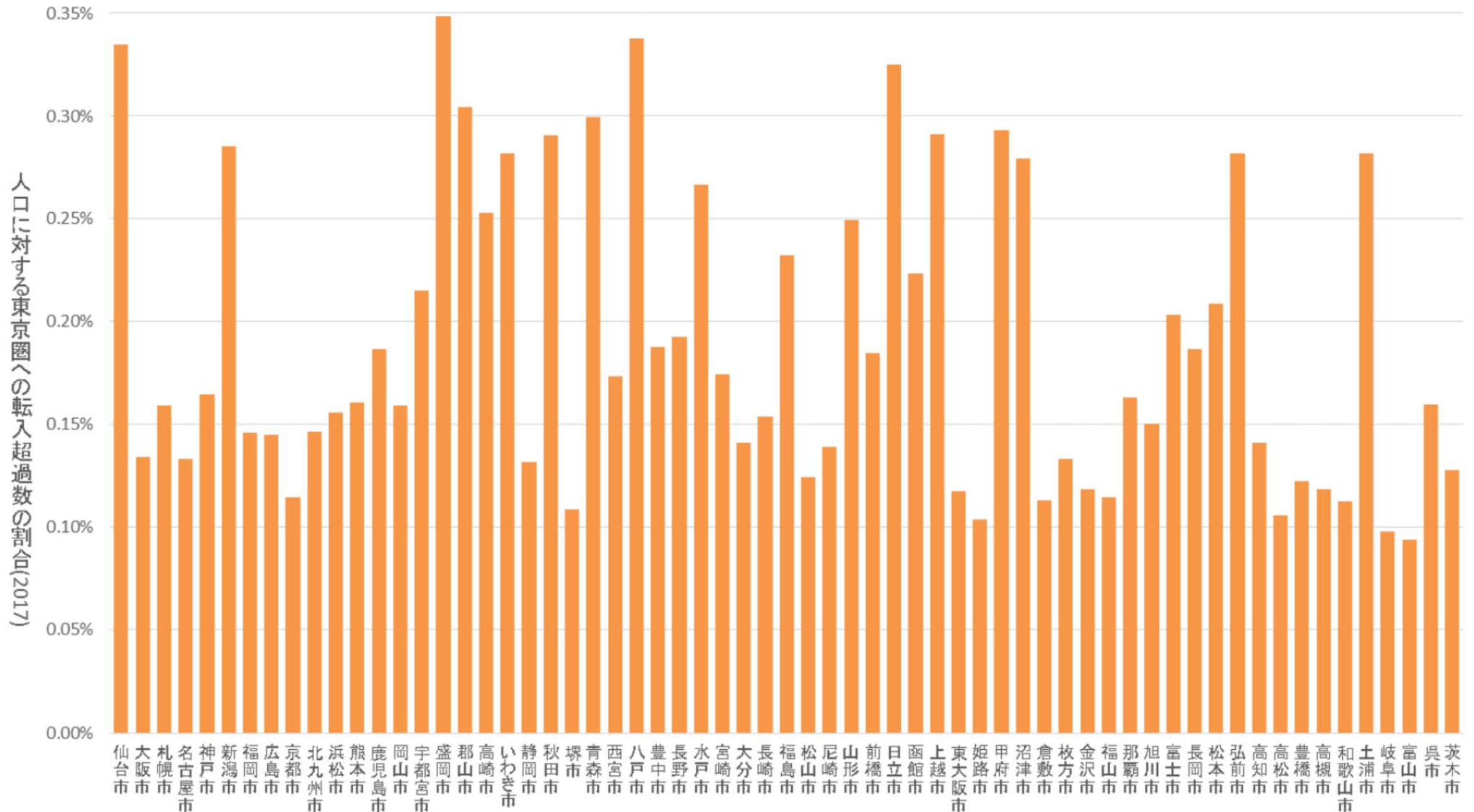
東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合（2017年）

○ 東京圏への転入超過数の市町村別内訳(上位63市)では、政令市及び中核市が多い。



出典：地方制度調査会専門小委員会(第二回(9/12))まち・ひと・しごと創生本部事務局提出資料(住民基本台帳の人口移動データ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成)

東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合（2017年）

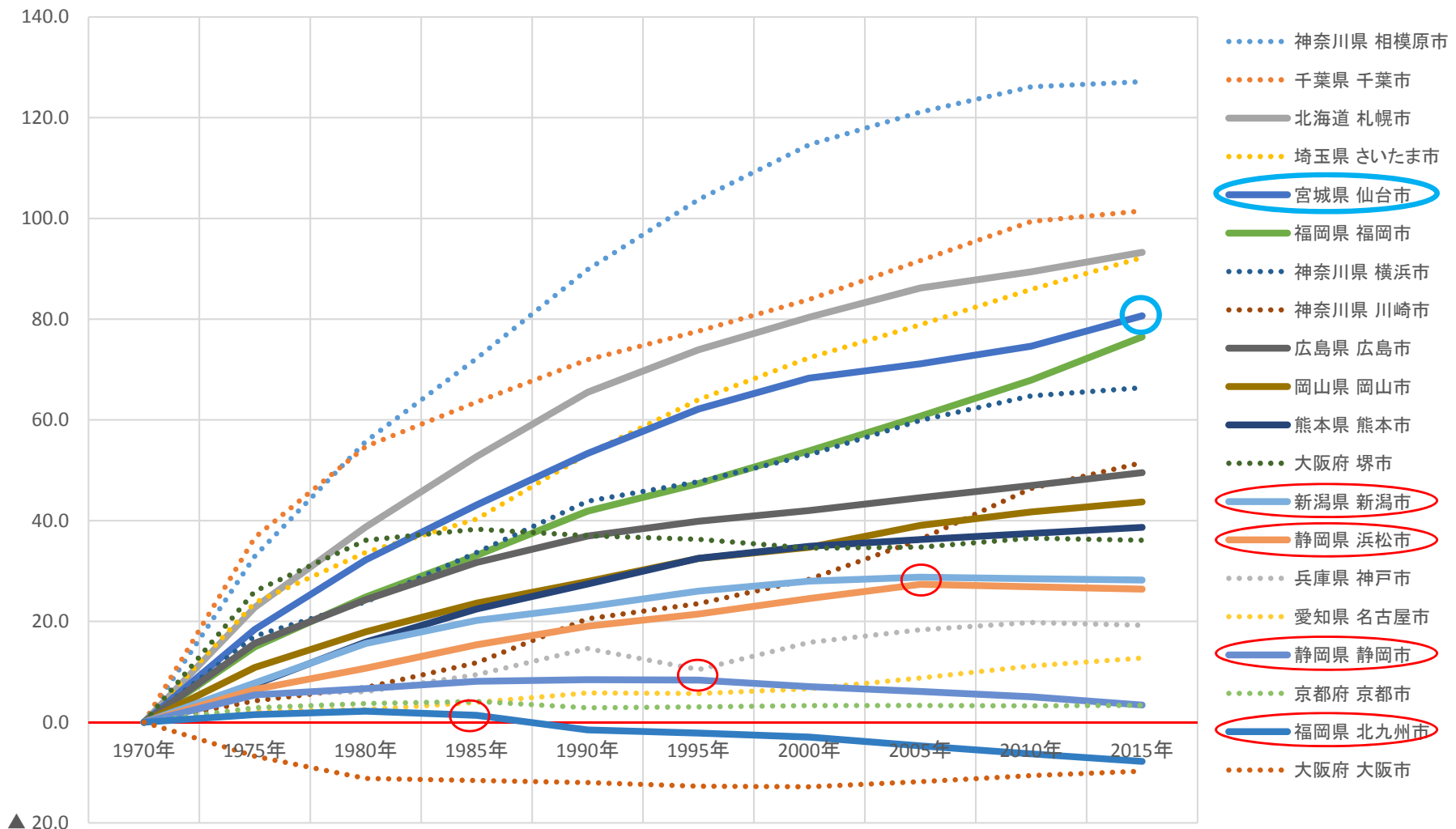


出典：地方制度調査会専門小委員会（第二回（9/12））まち・ひと・しごと創生本部事務局提出資料（住民基本台帳の人口移動データ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成）

指定都市の人口推移 (1970→2015)

○ 指定都市では、1970年以降もおおむね人口が増加した。地方圏では、北九州市が1980年代後半、静岡市が1990年代後半、新潟市、浜松市が2000年代後半に、それぞれ減少に転じた。

指定都市の人口推移(1970年=100.0)



出所：内閣府選定する未来委員会「市区町村別人口・経済関係データ」から総務省作成
出典）総務省『国勢調査（1980,1985,1990,1995,2000,2005,2010年）』

※市区町村単位は2014年4月現在

指定都市の人口推移（1970→2015）

市区町村名	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	1970 →2015年
北海道 札幌市	1,010,177	1,240,613	1,401,757	1,542,979	1,671,742	1,757,025	1,822,368	1,880,863	1,913,545	1,952,356	+942,179
宮城県 仙台市	598,950	709,326	792,036	857,335	918,398	971,297	1,008,130	1,025,098	1,045,986	1,082,159	+483,209
埼玉県 さいたま市	657,425	813,712	879,291	922,757	1,007,569	1,078,545	1,133,300	1,176,314	1,222,434	1,263,979	+606,554
千葉県 千葉市	482,293	659,356	746,430	788,930	829,455	856,878	887,164	924,319	961,749	971,882	+489,589
神奈川県 横浜市	2,238,253	2,621,771	2,773,674	2,992,926	3,220,331	3,307,136	3,426,651	3,579,628	3,688,773	3,724,844	+1,486,591
神奈川県 川崎市	973,497	1,014,951	1,040,802	1,088,624	1,173,603	1,202,820	1,249,905	1,327,011	1,425,512	1,475,213	+501,716
神奈川県 相模原市	317,297	421,991	494,255	546,517	602,436	646,513	681,150	701,630	717,544	720,780	+403,483
新潟県 新潟市	631,923	681,108	730,733	759,568	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	+178,234
静岡県 静岡市	681,797	718,719	727,260	737,098	739,300	738,674	729,980	723,323	716,197	704,989	+23,192
静岡県 浜松市	631,284	672,261	698,982	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980	+166,696
愛知県 名古屋市	2,036,053	2,079,740	2,087,902	2,116,381	2,154,793	2,152,184	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638	+259,585
京都府 京都市	1,427,376	1,468,833	1,480,377	1,486,402	1,468,190	1,470,902	1,474,471	1,474,811	1,474,015	1,475,183	+47,807
大阪府 大阪市	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2,691,185	▲ 289,302
大阪府 堺市	616,558	777,009	839,421	852,864	844,899	840,384	829,636	830,966	841,966	839,310	+222,752
兵庫県 神戸市	1,288,930	1,360,605	1,367,390	1,410,834	1,477,410	1,423,792	1,493,398	1,525,393	1,544,200	1,537,272	+248,342
岡山県 岡山市	500,599	555,051	590,424	618,950	640,406	663,346	674,375	696,172	709,584	719,474	+218,875
広島県 広島市	798,540	923,588	992,736	1,051,748	1,093,707	1,117,117	1,134,134	1,154,391	1,173,843	1,194,034	+395,494
福岡県 北九州市	1,042,318	1,058,058	1,065,078	1,056,402	1,026,455	1,019,598	1,011,471	993,525	976,846	961,286	▲ 81,032
福岡県 福岡市	871,717	1,002,201	1,088,588	1,160,440	1,237,062	1,284,795	1,341,470	1,401,279	1,463,743	1,538,681	+666,964
熊本県 熊本市	534,228	574,299	619,236	654,348	680,765	708,097	720,816	727,978	734,474	740,822	+206,594

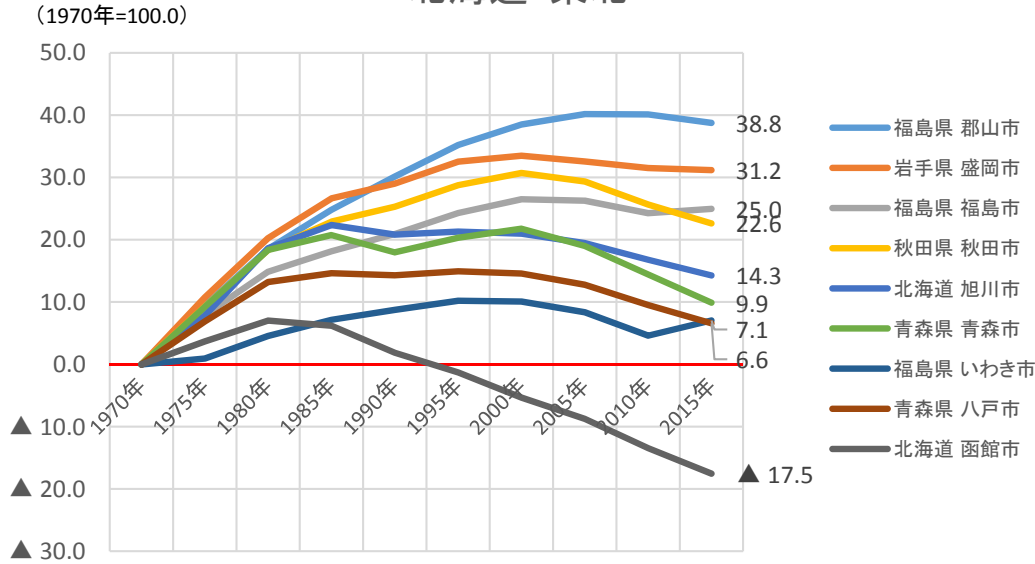
出所：内閣府選択する未来委員会「市区町村別人口・経済関係データ」から総務省作成
出典：総務省『国勢調査（1980,1985,1990,1995,2000,2005,2010年）』

※着色は人口のピーク

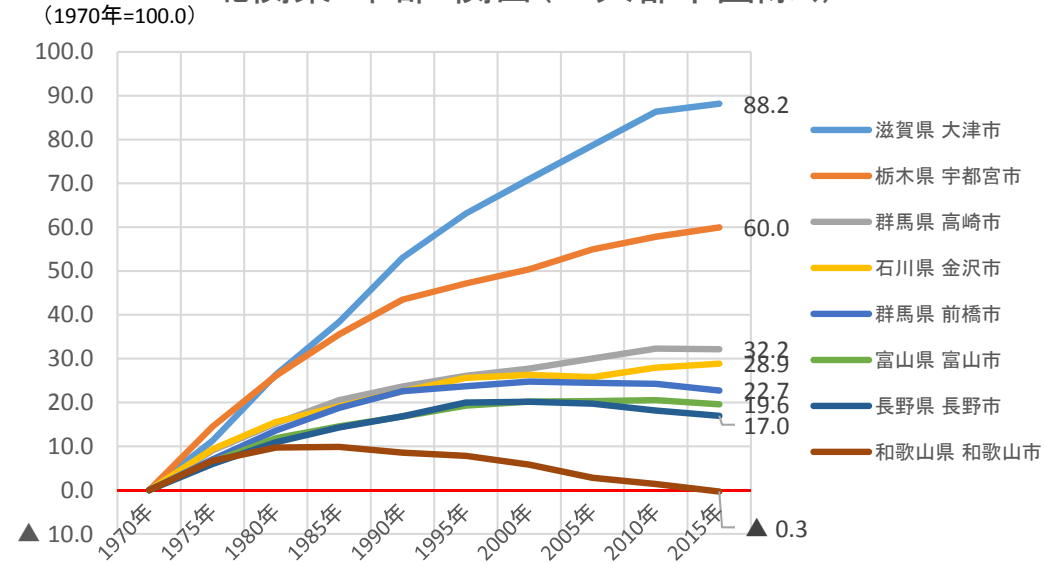
中核市の人口推移（1970→2015）

○ 1970年代以降の人口推移をみると、中核市の中には大きく人口が伸びた都市がある。一方で、一部の市では1980年代後半から人口が大幅に減っている。

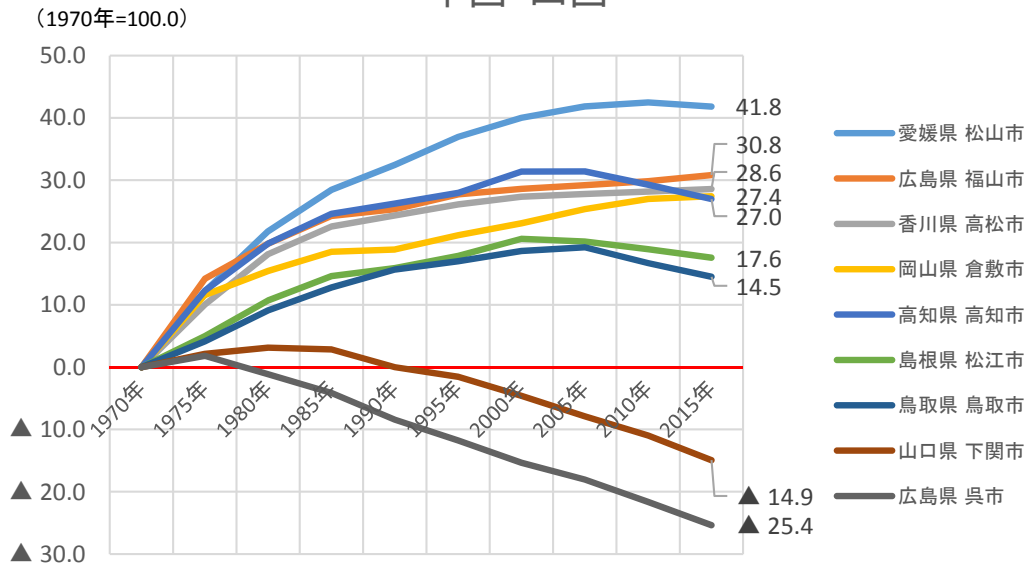
北海道・東北



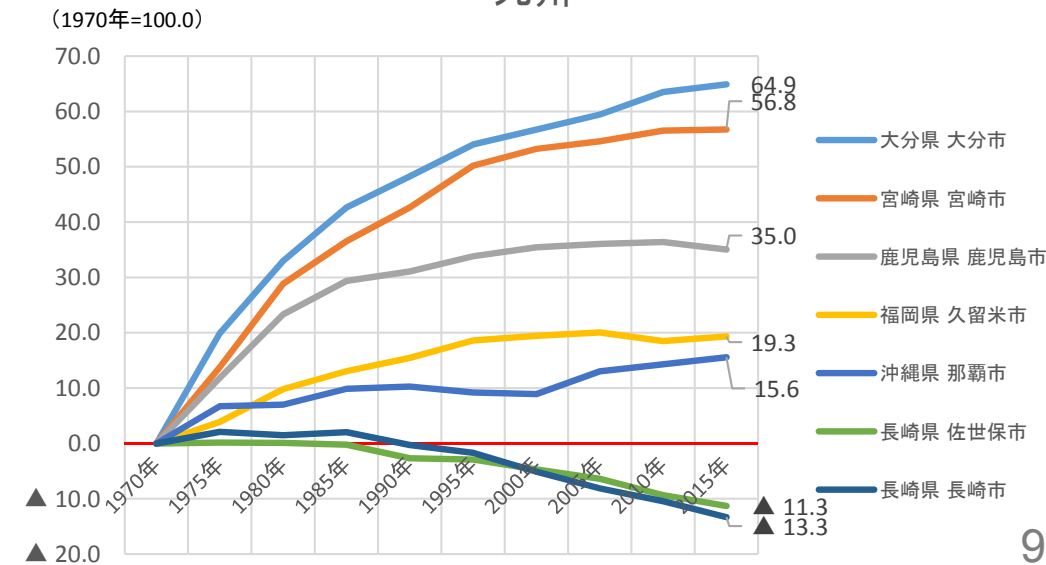
北関東・中部・関西(三大都市圏除く)



中国・四国



九州



中核市の人口推移（1970→2015）

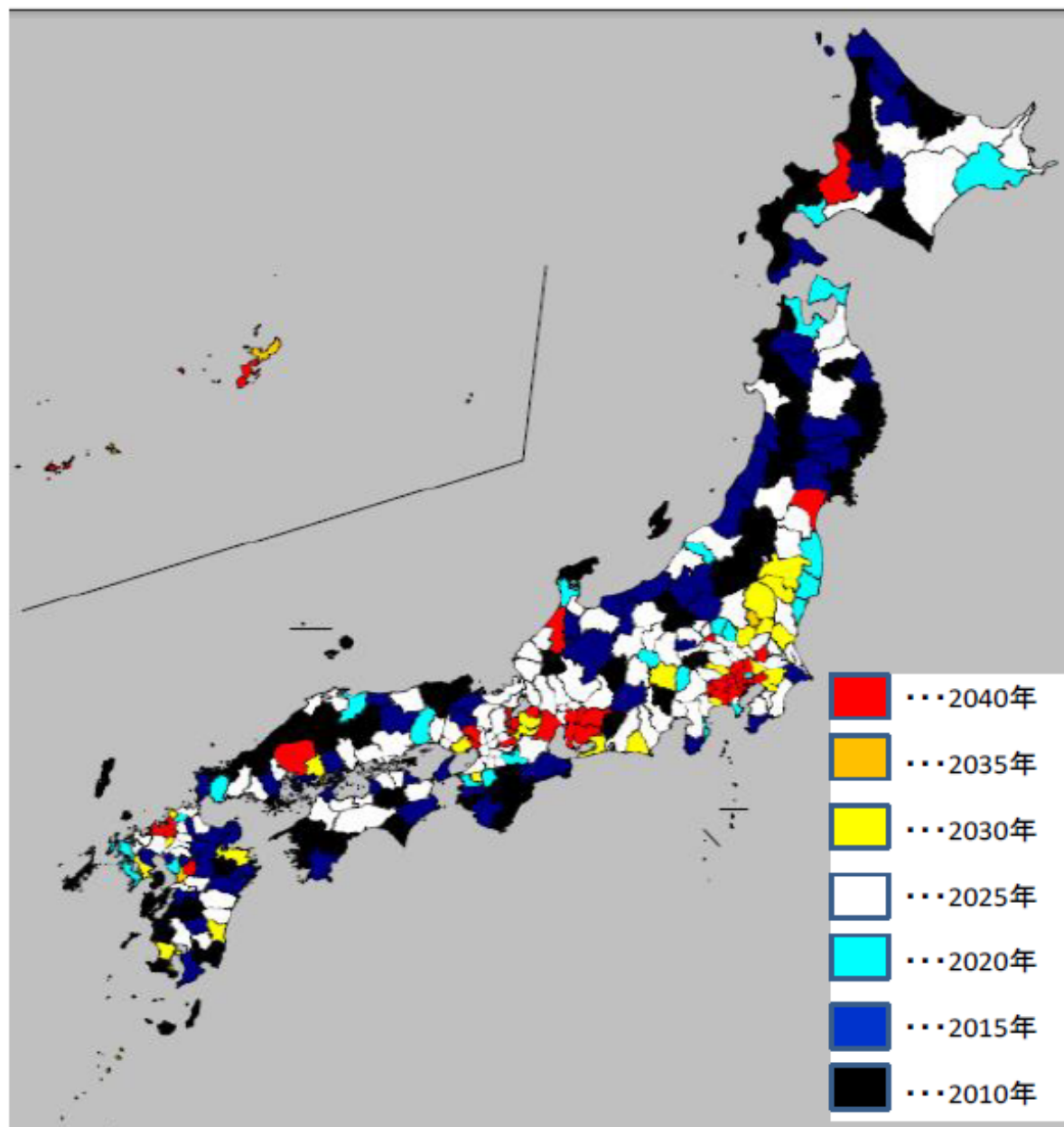
市区町村名	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	1970 →2015年
北海道 函館市	322,497	334,416	345,165	342,540	328,493	318,308	305,311	294,264	279,127	265,979	▲ 56,518
北海道 旭川市	297,189	320,526	352,619	363,631	359,071	360,568	359,536	355,004	347,095	339,605	42,416
青森県 青森市	261,743	285,923	309,768	316,047	308,782	314,917	318,732	311,508	299,520	287,648	25,905
青森県 八戸市	216,955	231,945	245,617	248,691	247,983	249,358	248,608	244,700	237,615	231,257	14,302
岩手県 盛岡市	226,868	251,280	272,814	287,312	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	70,763
秋田県 秋田市	257,532	281,408	304,823	316,550	322,698	331,597	336,646	333,109	323,600	315,814	58,282
福島県 福島市	235,467	254,223	270,487	278,229	284,768	292,696	297,894	297,357	292,590	294,247	58,780
福島県 郡山市	241,726	264,628	286,451	301,673	314,642	326,833	334,824	338,834	338,712	335,444	93,718
福島県 いわき市	327,164	330,213	342,074	350,569	355,812	360,598	360,138	354,492	342,249	350,237	23,073
栃木県 宇都宮市	324,216	371,314	408,908	439,551	465,162	477,215	487,560	502,396	511,739	518,594	194,378
群馬県 前橋市	273,864	293,135	311,121	325,304	335,704	338,845	341,738	340,904	340,291	336,154	62,290
群馬県 高崎市	280,625	306,091	323,403	338,297	346,933	353,879	358,465	364,919	371,302	370,884	90,259
富山県 富山市	350,085	372,835	391,554	401,070	408,942	417,595	420,804	421,239	421,953	418,686	68,601
石川県 金沢市	361,379	395,263	417,684	430,481	442,868	453,975	456,438	454,607	462,361	465,699	104,320
長野県 長野市	322,825	342,120	358,173	369,023	377,261	387,359	387,911	386,572	381,511	377,598	54,773
和歌山県 和歌山市	365,267	389,717	400,802	401,352	396,553	393,885	386,551	375,591	370,364	364,154	▲ 1,113
鳥取県 鳥取市	169,176	176,182	184,601	190,836	195,707	197,959	200,744	201,740	197,449	193,717	24,541
島根県 松江市	175,399	184,157	194,173	201,026	203,298	206,718	211,564	210,796	208,613	206,230	30,831
岡山県 倉敷市	374,385	417,750	432,171	443,721	445,059	453,618	460,869	469,377	475,513	477,118	102,733
広島県 呉市	306,222	311,786	302,766	293,584	280,429	270,179	259,224	251,003	239,973	228,552	▲ 77,670
広島県 福山市	355,264	405,677	425,675	441,502	445,403	453,791	456,908	459,087	461,357	464,811	109,547
山口県 下関市	315,603	322,300	325,478	324,585	315,643	310,717	301,097	290,693	280,947	268,517	▲ 47,086
香川県 高松市	327,170	360,024	386,547	401,020	406,853	412,626	416,680	418,125	419,429	420,748	93,578
愛媛県 松山市	362,998	407,237	442,147	466,354	480,854	497,203	508,266	514,937	517,231	514,865	151,867
高知県 高知市	265,571	298,171	318,266	330,956	335,287	339,864	348,979	348,990	343,393	337,190	71,619
福岡県 久留米市	255,203	265,132	280,291	288,574	294,665	302,741	304,884	306,434	302,402	304,552	49,349
長崎県 長崎市	495,445	505,835	502,799	505,566	494,032	487,063	470,135	455,206	443,766	429,508	▲ 65,937
長崎県 佐世保市	287,936	288,368	288,231	287,349	280,261	279,551	274,399	269,574	261,101	255,439	▲ 32,497
大分県 大分市	289,951	347,702	385,635	413,622	429,927	446,581	454,424	462,317	474,094	478,146	188,195
宮崎県 宮崎市	255,888	291,157	329,751	349,465	365,080	384,391	392,178	395,593	400,583	401,138	145,250
鹿児島県 鹿児島市	444,165	496,802	547,756	574,672	582,252	594,430	601,693	604,367	605,846	599,814	155,649
沖縄県 那覇市	276,394	295,006	295,778	303,674	304,836	301,890	301,032	312,393	315,954	319,435	43,041

出所：内閣府選択する未来委員会「市区町村別人口・経済関係データ」から総務省作成
出典：総務省『国勢調査（1980,1985,1990,1995,2000,2005,2010年）』

※着色は人口のピーク

高齢化のピーク・医療需要総量のピーク

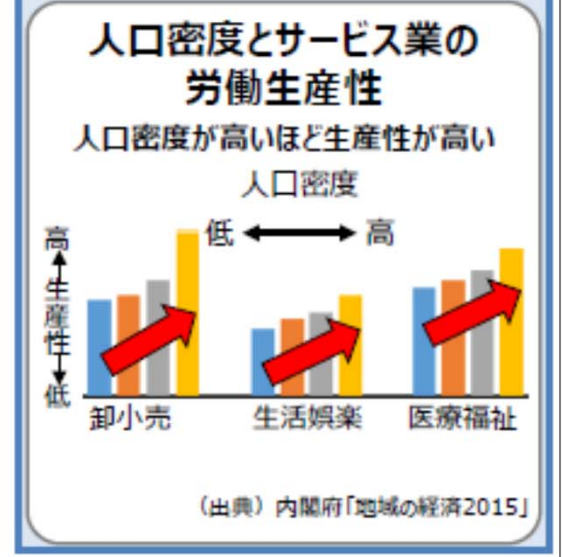
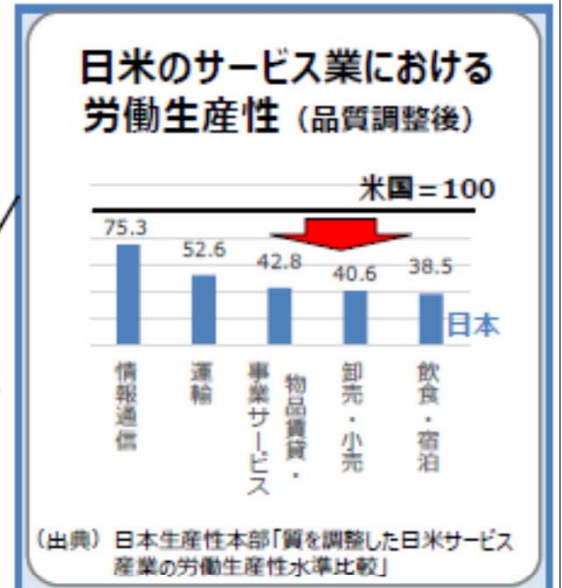
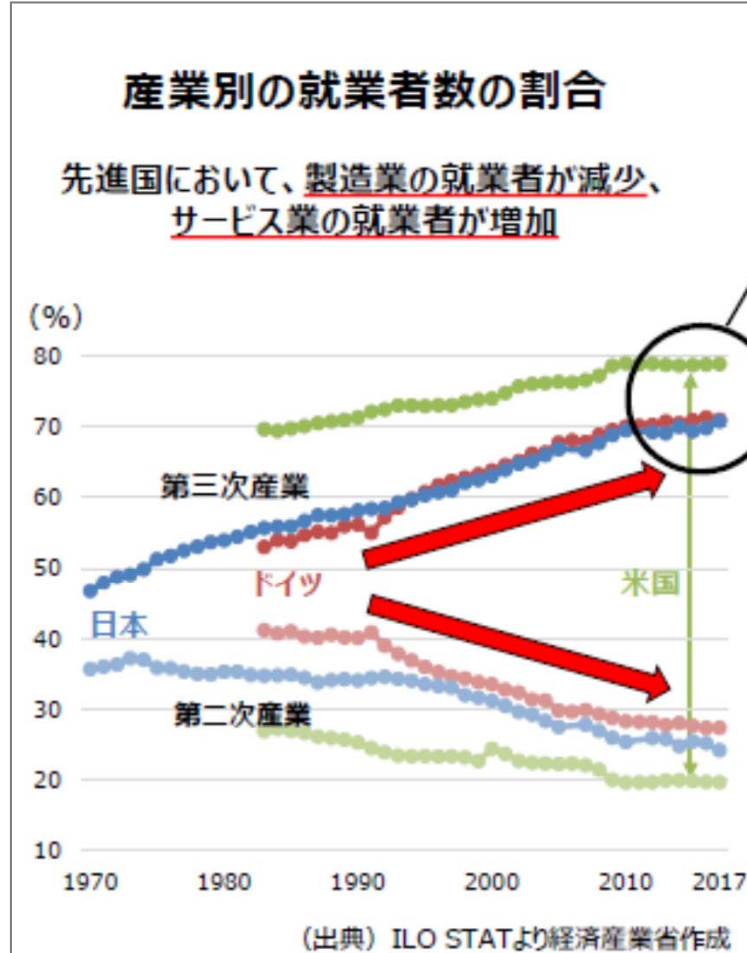
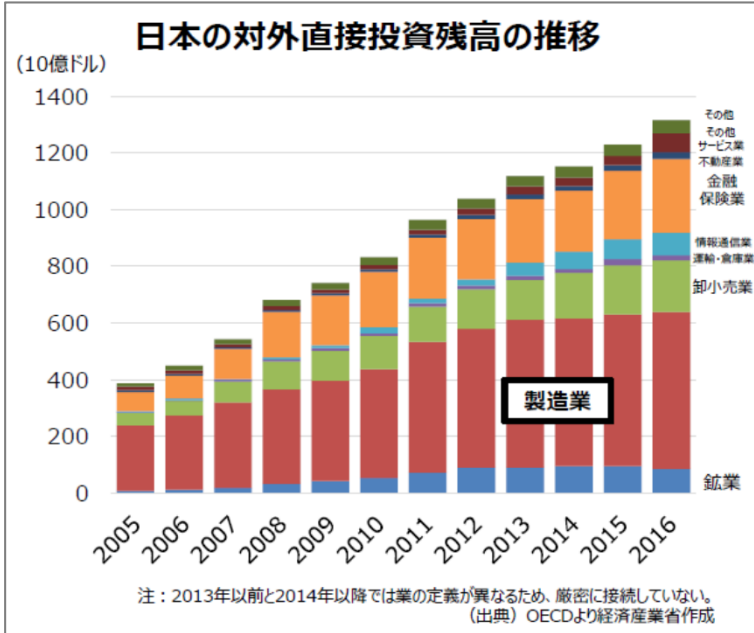
○ 地域により医療需要ピークの時期が大きく異なる。



出典：地方制度調査会専門小委員会（第二回（9/12）厚生労働省提出資料（社会保障制度国民会議資料（平成25年4月19日第9回資料3-3 国際医療福祉大学高橋教授提出資料））

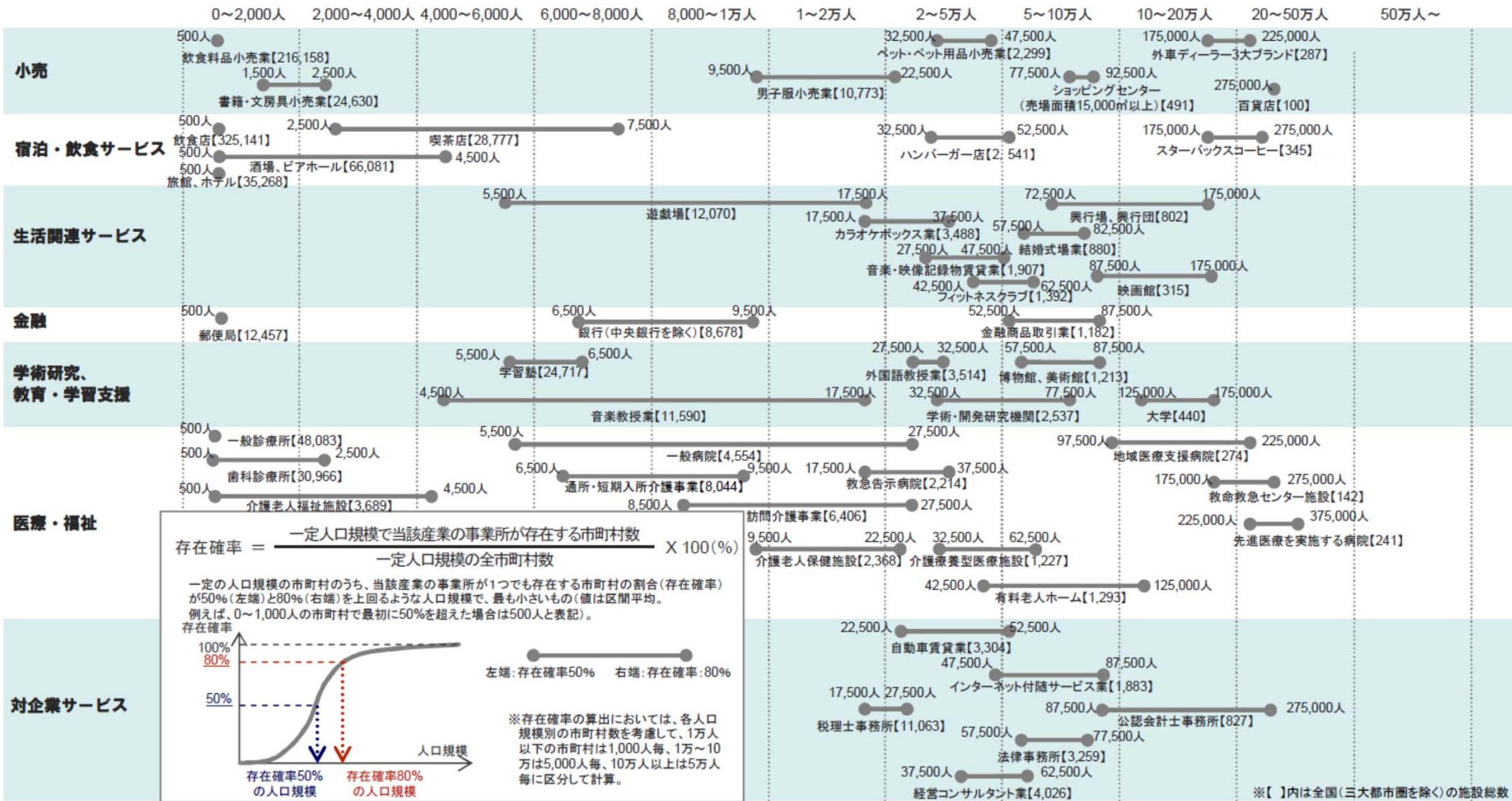
産業構造の変化と地域経済への影響

○ 2000年代以降、日本から海外への対外直接投資は製造業で大きい。その一方で、日本の製造業の就業者は減少しており、サービス業の就業者数が増加している。



【出所】経済産業省「第22回産業構造審議会(H30.5)」事務局提出資料

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模



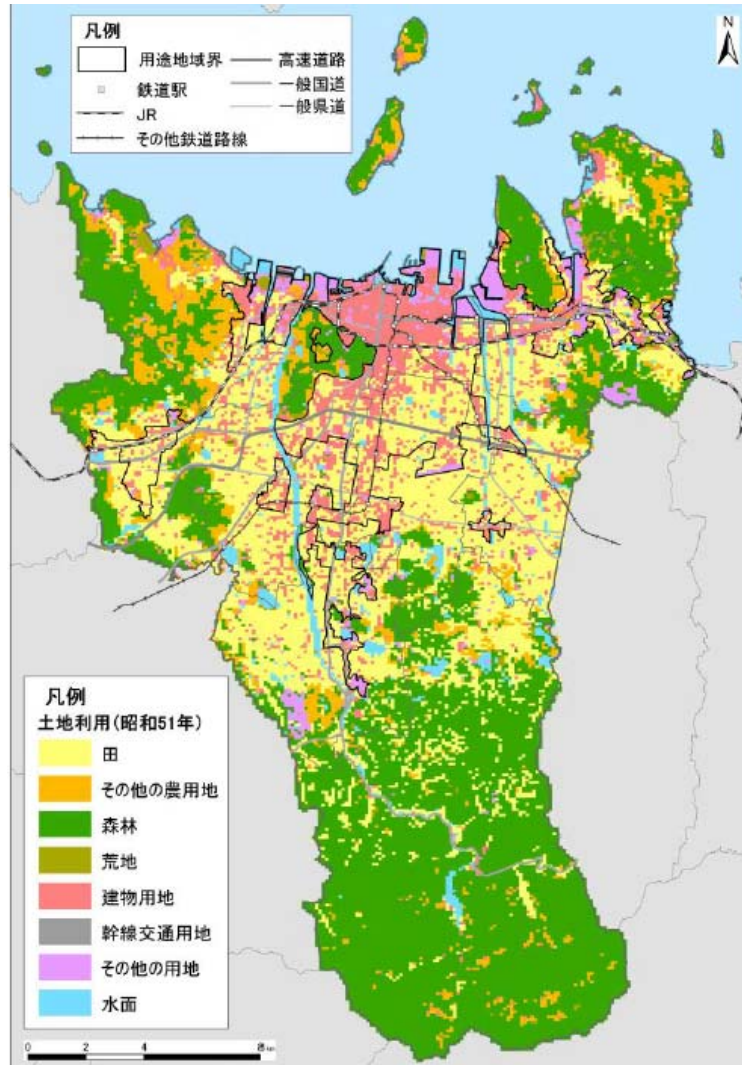
(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値
(注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の三大都市圏を除く1,260市区町村を基準に分類

(出典) 総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成24年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成24年10月)」日本救急医学会HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

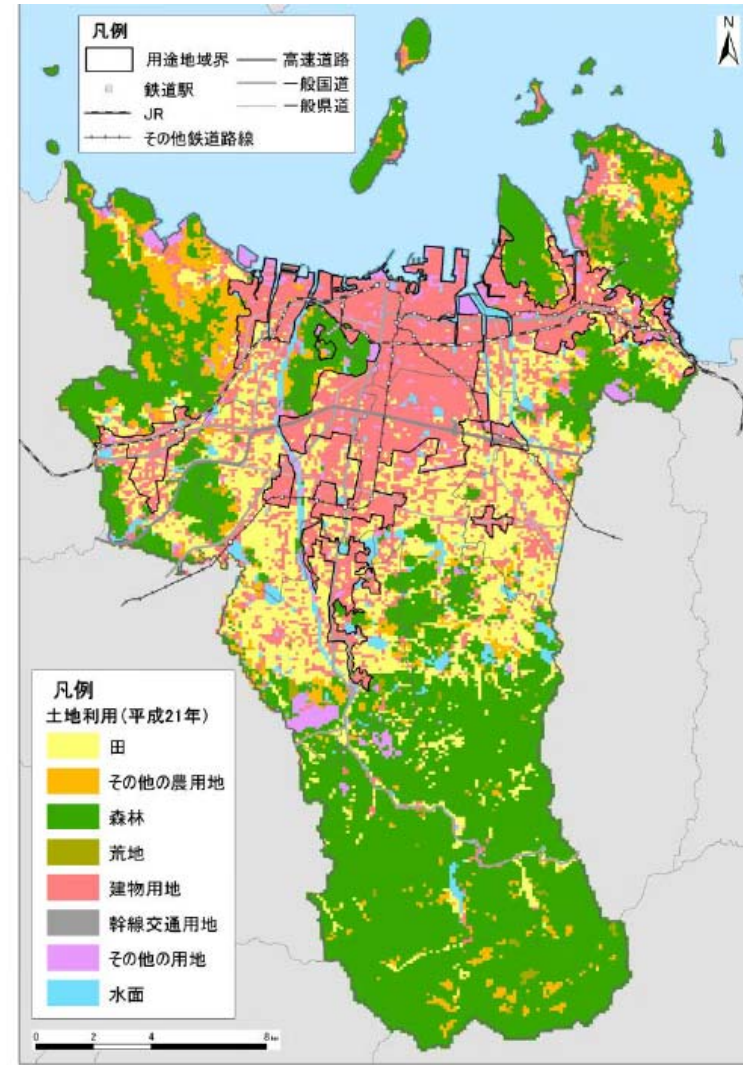
土地利用の変化

○ 高松市では、田・その他の農用地が減少し、建物用地に大幅に転換。

高松市の土地利用の変化



昭和51年

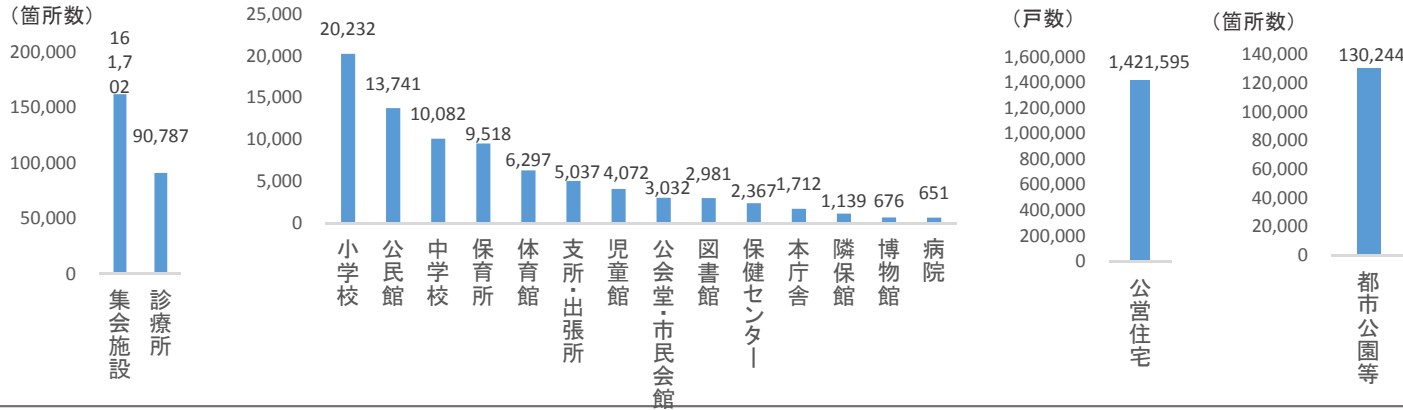


平成21年

2040年度における主な公共施設の人口当たりの延床面積等

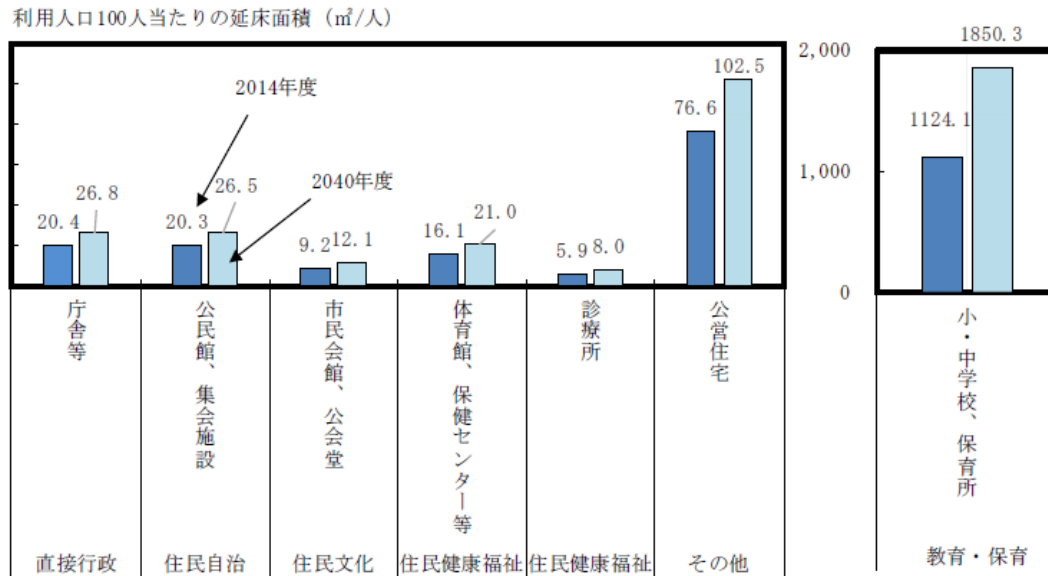
○ 人口減少の進展により、全ての主な公共施設において、対象人口当たりの延床面積は3割から6割程度増加し、特に、小中学校や保育所など、対象人口の減少率が高い用途の施設(教育・保育サービス)において、大きく増加する見込み。

主な公共施設の数(2014年度)



(備考)
 1. 総務省「公共施設状況調経年比較表(市町村分)」、内閣府「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」、厚生労働省「2014年医療施設(静態・動態)調査」により作成。
 2. 特別区、東日本大震災による帰還困難区域(2017年2月現在)を含む自治体を除く。
 3. 小・中学校及び病院・診療所は2013年度の値。
 4. 都市公園等は都市計画区域内、区域外、及び市町村立以外も含む。

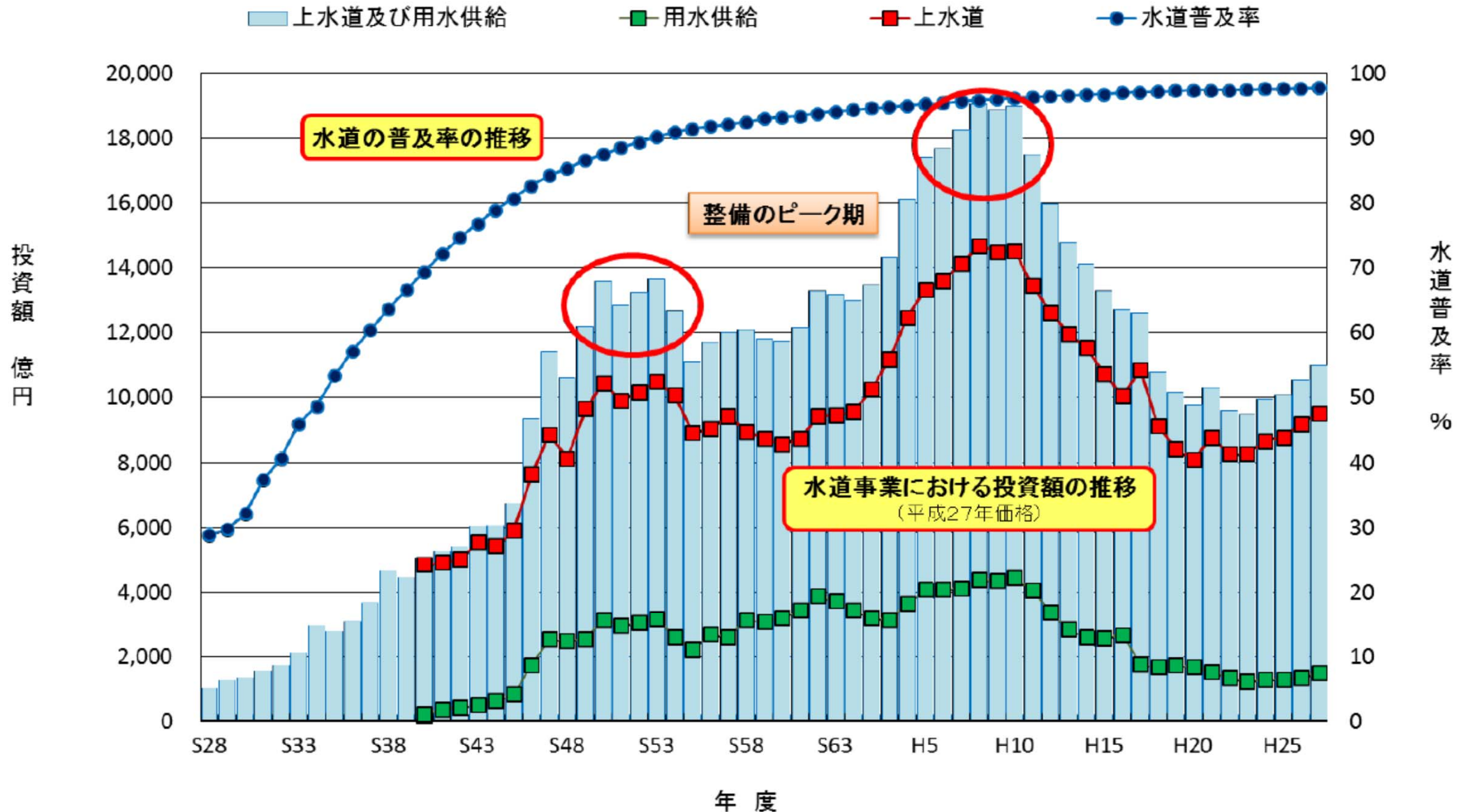
人口100人当たりの主な公共施設の延床面積(2014・2040年度)



(備考)
 1. 総務省「公共施設状況調」、「住民基本台帳人口移動報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」により作成。
 特別区、及び市町村人口データの無い福島県を除いている。
 2. 小・中学校、保育所の人口データは0~14歳人口を用いて計算。
 小・中学校は建物の延床面積であり、校庭等の土地は含まない。

水道の普及率の推移と水道事業における過去の投資

○ 昭和50年(1975年)付近と平成10年(2012年)付近に投資の山がある。

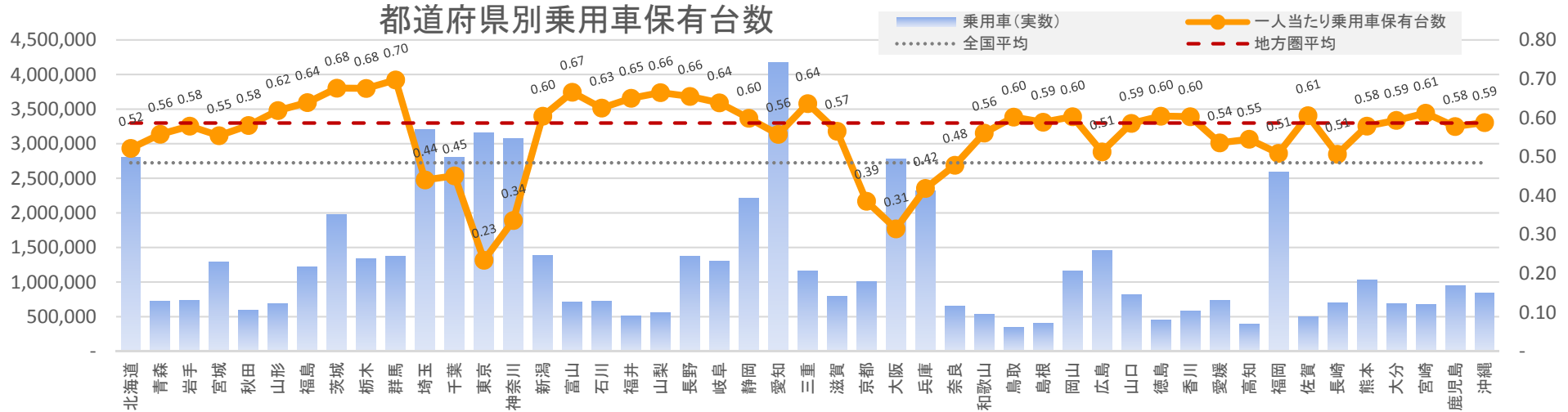


※「投資額」は建設改良費を指す。

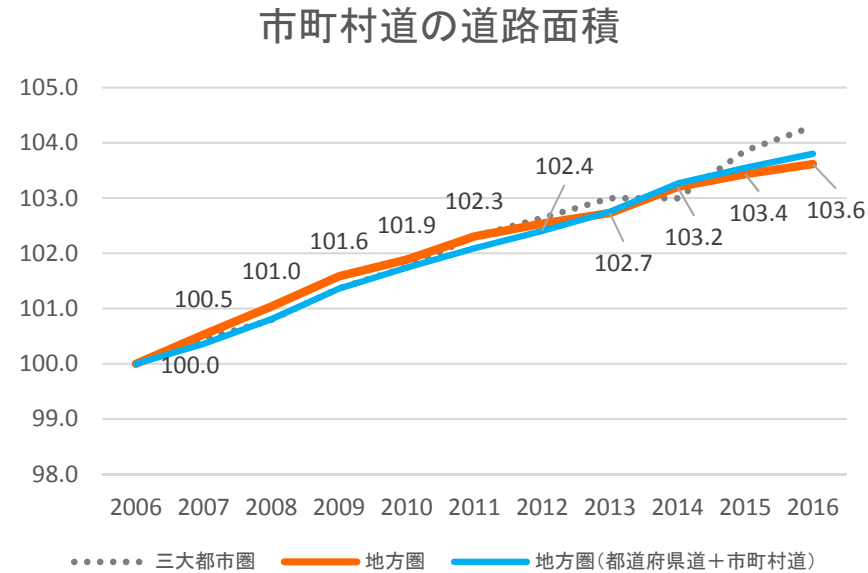
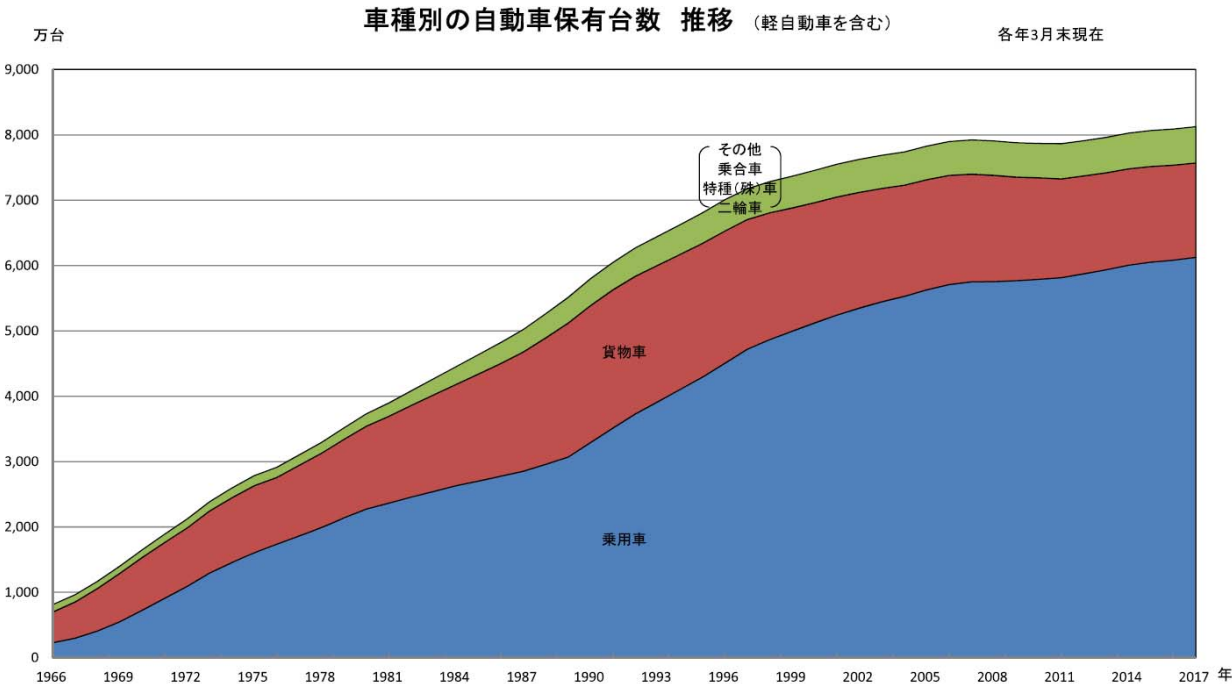
出典: 厚生労働省(総務省「水道財政のあり方に関する研究会」第1回(H30.1)資料から抜粋)

自動車保有台数の推移

- 自動車保有台数は、戦後、大幅に増加した。一人当たり乗用車保有台数は、地方圏において高い。
- 市町村道の道路面積は近年も増加している。



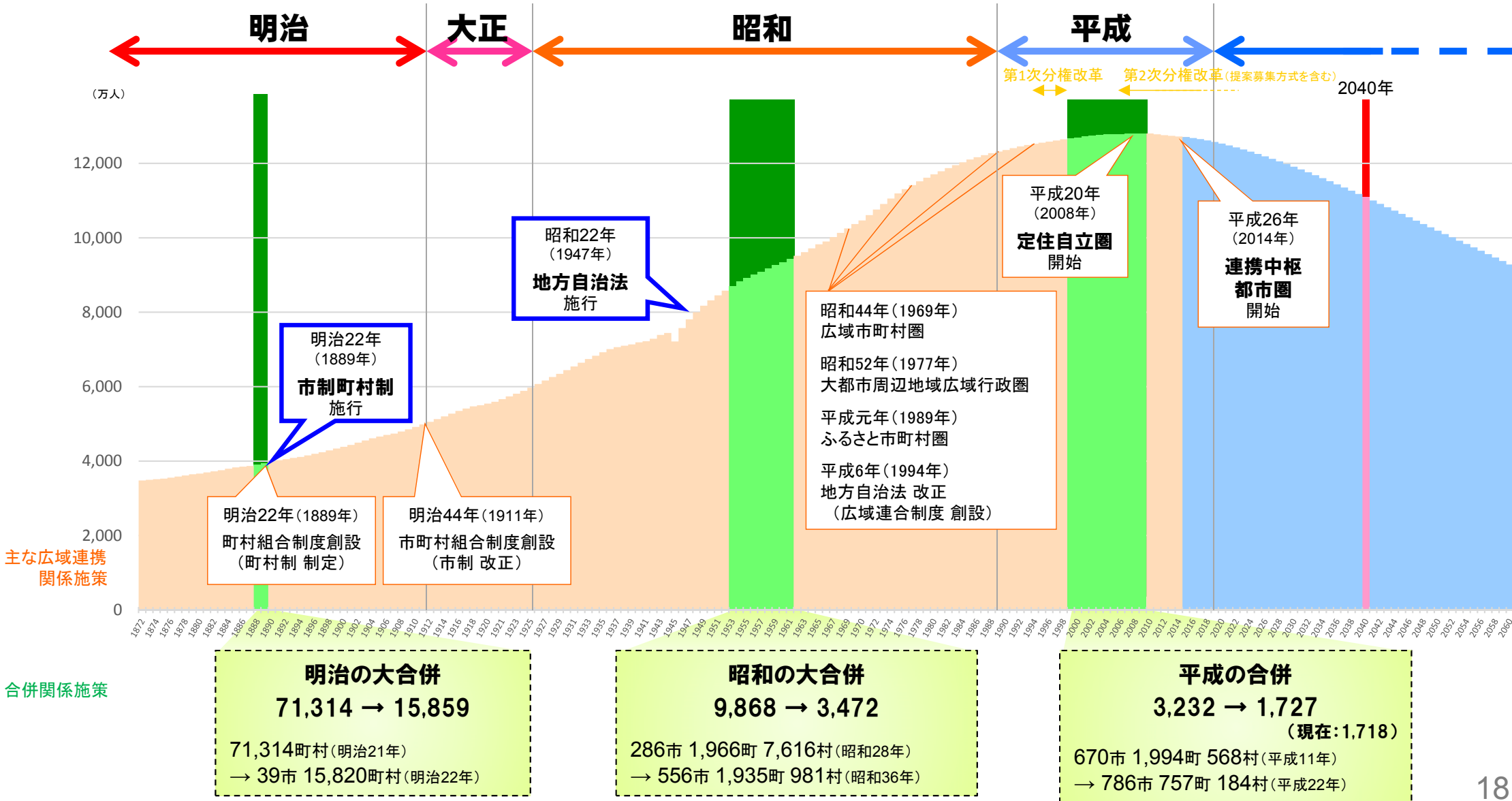
出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会資料から作成



出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」から作成

人口増加等と地方行政体制の整備（合併・広域連携関係施策の変遷）

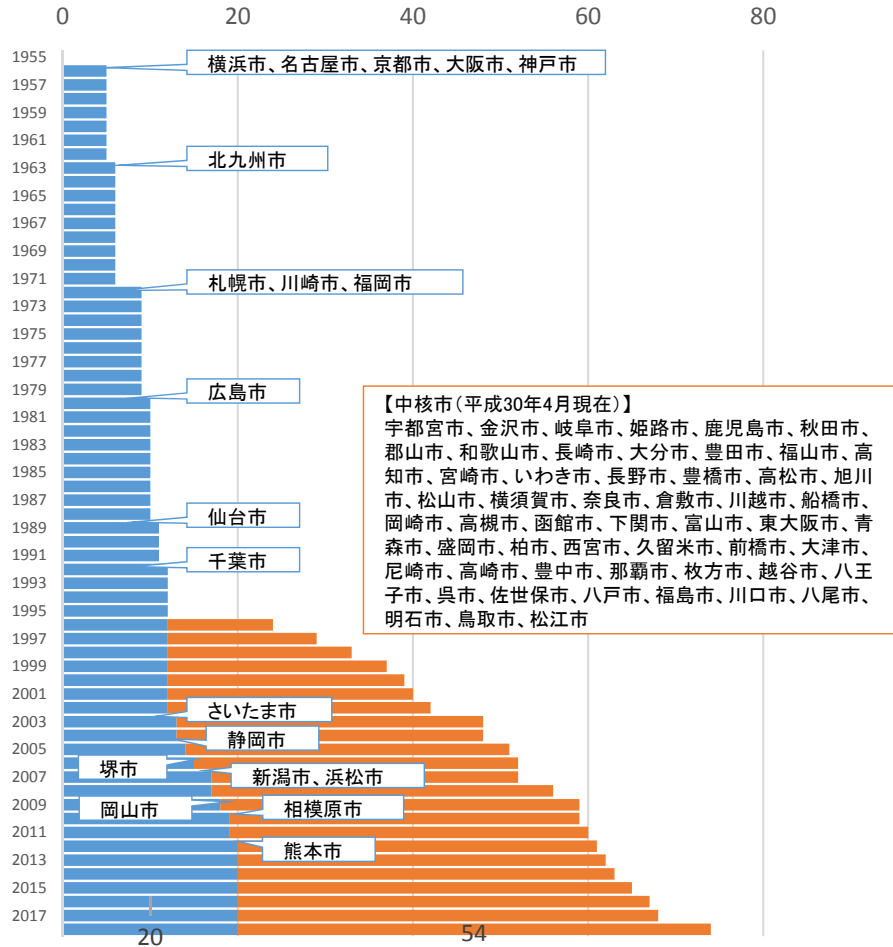
- 市町村は、市制町村制（明治22年（1889年））以後、合併や広域連携施策を繰り返し講じて、人口増加や経済成長、地方分権に伴う行政需要の増大・高度化に対応できる地方行政体制の整備を進めてきた。
- 今後は人口減少に対応する観点から、自治体行政のあり方を検討する必要がある。



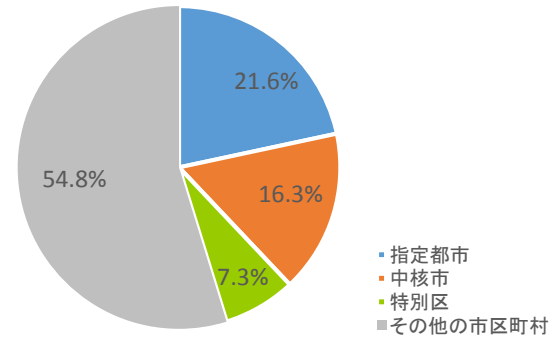
指定都市・中核市の増加

- 指定都市は事務配分、都道府県の関与、行政組織、財政の面で一般市とは異なる特例が定められている。昭和31年(1956年)に創設され(5市が指定)、現在(平成30年(2018年)2月)は20市。
- 中核市は、指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務等以外の事務を処理することができる。平成7年(1995年)に創設され(12市が指定)、平成30年(2018年)4月には54市。
- 指定都市と中核市の人口(合計)は総人口の4割弱(特別区を含めば5割弱)を占める。(面積では1割弱を占める。)

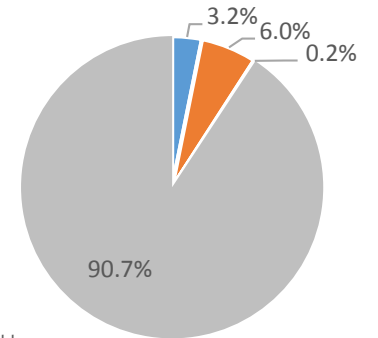
指定都市と中核市の推移



総人口に対する
指定都市・中核市・特別区の人口割合



総面積に対する
指定都市・中核市・特別区の面積割合



(出典)平成27年国勢調査を基に作成

指定都市・中核市の要件の変遷

指定都市	中核市			
	人口	面積	昼夜間人口比率	
人口50万以上 (立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。)	平成7年 (1995年 制度創設時)	30万以上	100km ² 以上	100超 (人口50万未満の場合)
	平成11年改正 (1999年)	30万以上	100km ² 以上	
	平成14年改正 (2002年)	30万以上	100km ² 以上 (人口50万未満の場合)	
	平成18年改正 (2006年)	30万以上		
	平成26年改正 (2018年)	20万以上		19

「連携中枢都市圏」の推進

- 人口減少社会に、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするには、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市(指定都市・中核市)やその圏域を戦略的に形成することが必要。(第30次地方制度調査会答申)
- 総務省では、H26年から地方中枢拠点都市圏構想を推進。H27年、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、国土交通省「高次地方都市連合」の都市圏域概念を合わせ、「連携中枢都市圏」に改称。

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実
地域公共交通ネットワークの形成

連携中枢都市圏をいかに実現するか

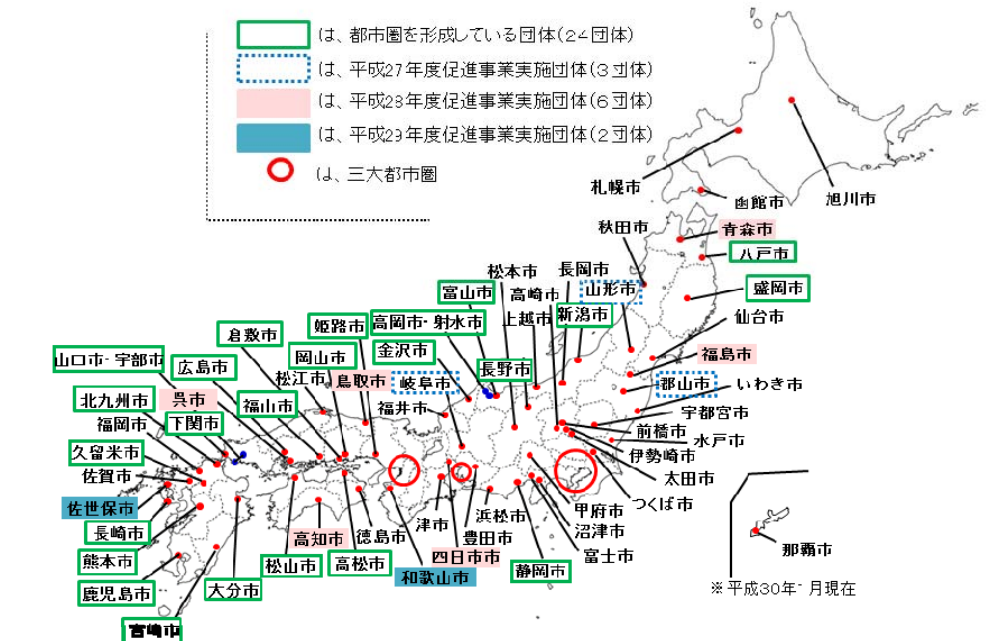
- 連携協約の導入(平成26年地方自治法改正)
 - ・連携中枢都市と近隣の市町村が連携協約を締結
- 地方交付税措置を講じて全国展開
 - ・連携中枢都市への財政措置(普通交付税:圏域人口75万で約2億円、特別交付税:年間約1.2億円)

取組事例:備後圏域(福山市)

【主な取組①】備後圏域の産業支援機関の設立
備後圏域の産業支援機関「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を設立。圏域の中小企業の売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談を実施

【実績】

- H28年12月の開設以来、H29年11月までの相談件数は延べ1,760件 満足度99.4%
- 相談事業者の6割が売上向上



※圏域数: 24圏域(連携中枢都市の候補: 61都市)
※連携中枢都市圏に改称後、複眼型を導入(高岡市・射水市、山口市・宇部市)

【主な取組②】こども発達支援センターの共同設立
備後圏域における発達支援の拠点として6市2町が共同で運営する「こども発達支援センター」を設置

【実績】

○利用件数 平成26年度: 3,727件 → 平成27年度: 4,338件

「定住自立圏構想」の推進

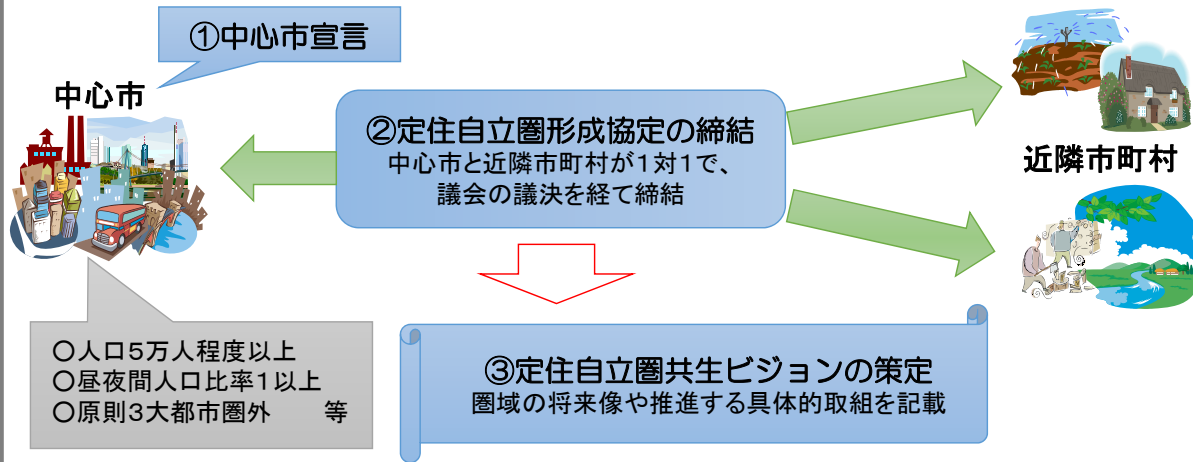
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

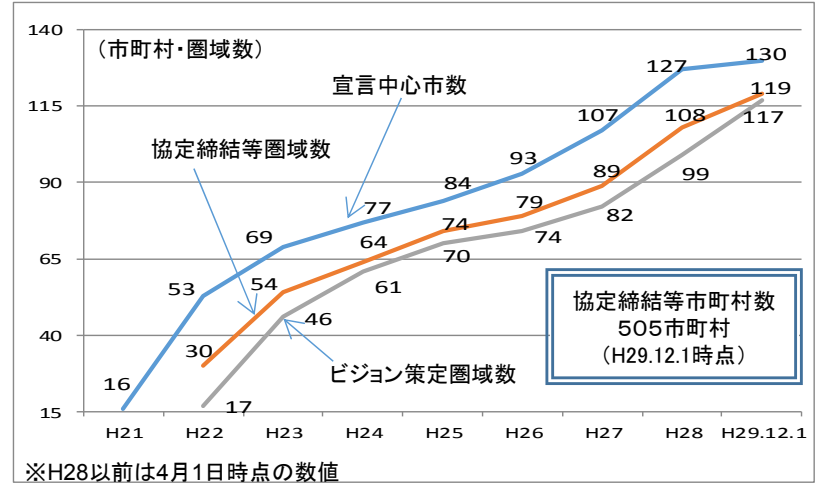
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H29.12.1現在 119圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

市町村における対人行政 サービスの増大について

地方公共団体が処理する主な事務に係る制度の沿革

総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」第1回資料(H28.12)

- 戦後、社会保障、都市計画、環境、教育等様々な領域において多くの制度改革が行われ、地方公共団体の処理する事務は増加してきた。
- とりわけ、対人サービスを中心とする社会保障分野の重要な制度改革は、人口動態・家族のあり方等の変化を受け、近年に至るまで多く行われてきた。そして、その主な担い手としての市町村の果たすべき役割も大きくなっている。例えば、社会福祉の分野においては、近年では介護保険法が新たに制定されるなど、地域における医療・介護に関する市町村の事務が増大。

下線は、社会保障分野の制度改革

u003c/div>

地方公共団体が処理する主な事務に係る制度の沿革		
昭和20年代	1947年（昭和22年）	地方自治法制定・施行
	1948年（昭和23年）	予防接種法制定
	1949年（昭和24年）	土地改良法、社会教育法、 <u>身体障害者福祉法制定</u>
	1950年（昭和25年）	<u>生活保護法</u> 、文化財保護法制定
	1951年（昭和26年）	<u>社会福祉法</u> 、家畜伝染病予防法制定
	1952年（昭和27年）	地方公営企業法制定
	1954年（昭和29年）	土地区画整理法制定
昭和30年代	1956年（昭和31年）	指定都市制度の創設
	1958年（昭和33年）	<u>国民健康保険法制定</u>
	1959年（昭和34年）	<u>国民年金法制定</u>
	1963年（昭和38年）	老人福祉法制定
昭和40～50年代	1967年（昭和42年）	公害対策基本法制定
	1968年（昭和43年）	騒音規制法、都市計画法制定
	1969年（昭和44年）	消費者保護基本法制定
	1970年（昭和45年）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
	1971年（昭和46年）	児童手当法制定
	1982年（昭和57年）	老人保健法制定

平成以降	1989年（平成元年）	高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略策定（ゴールドプラン）
	1990年（平成2年）	<u>老人福祉法等福祉8法の改正</u> （在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化）
	1994年（平成6年）	<u>子育て支援のための総合計画策定</u> （エンゼルプラン）
	1995年（平成7年）	中核市制度の創設
	1997年（平成9年）	<u>介護保険法制定</u>
	1999年～（平成11年～）	地方分権改革（用途地域に関する都市計画の決定等、農地等の権利移動の許可等、障害児に係る日常生活用具の給付等の事務が市町村に移管）
	2000年（平成12年）	特例市（後に施行時特例市）制度の創設
	2008年（平成20年）	老人保健法改正（⇒高齢者の医療の確保に関する法律、 <u>後期高齢者医療制度の創設</u> ）
	2011年（平成23年）	<u>地域包括ケアの推進</u> ・介護保険法改正（平成23年） ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律制定（平成25年） ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律制定（平成26年）

23

保健所の処理する事務の拡大及び権限移譲の主な沿革

○ また、保健衛生行政の分野では、保健所法の制定以来保健所の業務が大幅に拡大しているとともに、設置主体となる市町村の範囲の拡大や（昭和23年、昭和49年、平成6年）、市町村への幾度の大幅な権限移譲（昭和25年、昭和31年、平成6年）が行われ、市町村の役割が大幅に増大。

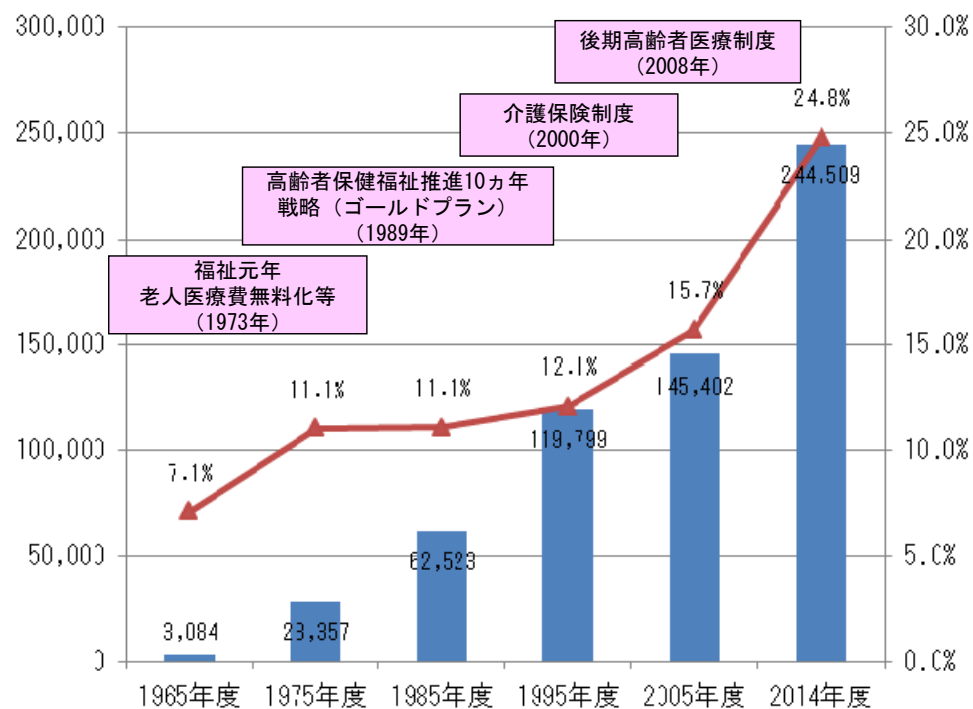
保健所の処理する事務の拡大及び権限移譲の主な沿革					
昭和期	1937年（昭和12年）	保健所法制定、保健所が法制化。昭和19年までに全国770箇所の保健所で業務を開始。	昭和期	1965年（昭和40年）	母子保健法制定
	1947年（昭和22年）	保健所法全面改正		1969年（昭和44年）	同和对策事業特別措置法制定
	1948年（昭和23年）	保健所法施行令公布、人口15万人以上の市が保健所を設置することができることと定められた。このとき保健所を設置した市の数は、30市。		1970年（昭和45年）	清掃法に変わって廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され保健所の所管業務に廃棄物の処理に関する事項が追加。同時期に行われた公害対策関係法律の実施に保健所が種々の面で関与。
	1950年（昭和25年）	性病予防法等15の法律を一部改正。都道府県知事の権限となっているものうち適当と認められるものを保健所設置市の市長に移譲し、保健所設置市に食品衛生監視員、と畜検査員を置くとともに、これらの経費は国が直接市に対して負担することとされた。同年、精神衛生法、狂犬病予防法等の制定等が行われ、保健所の業務拡大。		1974年（昭和49年）	地方自治法改正、昭和50年より特別区が保健所の設置主体となる。
	1951年（昭和26年） ～	覚せい剤取締法、検疫法改正（昭26） 栄養改善法制定、受胎調節指導及び母子歯科衛生事業の開始（昭27） と畜場法制定（昭28） 清掃法制定（昭29） 水道法制定、簡易水道事業の助成（昭32） ⇒保健所業務はますます拡大。	1982年（昭和57年）	老人福祉法制定、保健所は市町村に対して技術的協力その他の援助を行うこととされた。	
	1956年（昭和31年）	指定都市制度創設、公衆衛生関係業務も都道府県から指定都市へ大幅に移譲。	平成以降	1989年（平成元年）	高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略策定（ゴールドプラン）
	1963年（昭和38年） ～	老人福祉法改正（昭38）、精神衛生法改正（昭40）に伴い、保健所業務に老人の衛生及び精神衛生に関する事項が追加。		1994年（平成6年）	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律により、保健所法が改正され、名称が地域保健法となる。改正の主なポイントは、①保健サービスの市町村への権限移譲、②市町村による保健と福祉の一体的なサービス提供体制の構築、③保健所運営に関する全額一般財源化、④保健医療に関する事業の届出の受理や許可の権限を保健所設置市に移譲、⑤保健所設置市の指定基準を人口35万人以上から人口30万人以上へ緩和することであった。新・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略策定（新ゴールドプラン） 子育て支援のための総合計画策定（エンゼルプラン）
		1999年（平成11年）		重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）	

地方公共団体の決算額における民生費の推移

○ 地方公共団体の決算額を見ると、社会福祉費、生活保護費等を含む民生費の額及び歳出合計に占める割合は大幅に増加してきている。特に市町村において民生費の占める割合が大きく、2014年度の決算額では歳出全体の35.3%を占める。

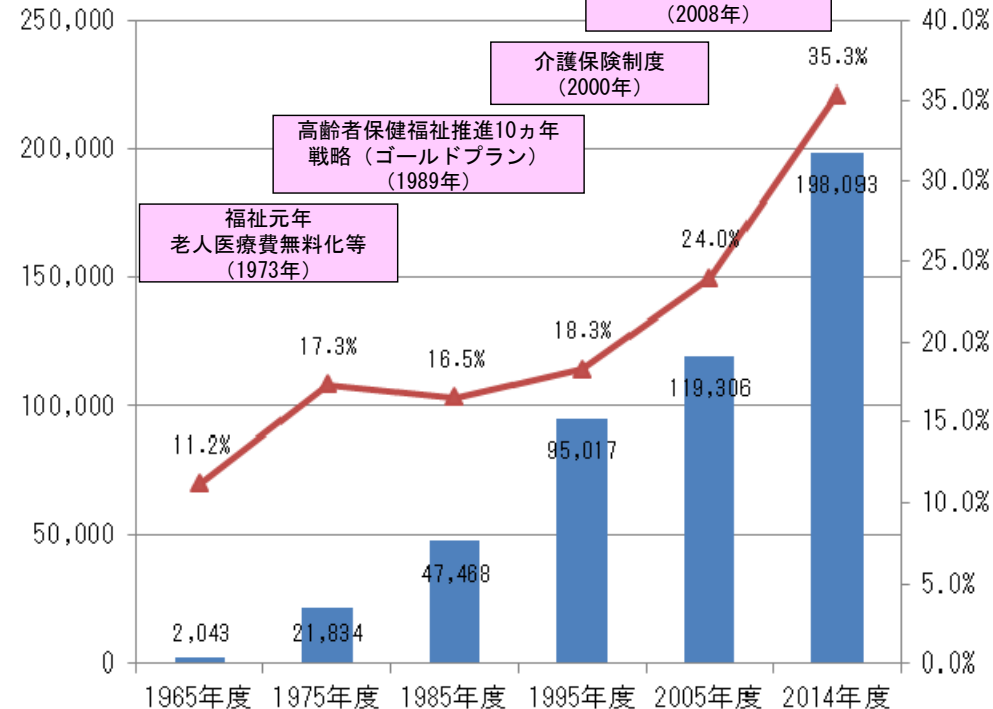
■地方公共団体全体

(単位:億円)



■市町村のみ

(単位:億円)



■ 民生費決算額(左軸)
—▲— 歳出合計に占める民生費の割合(右軸)

(出典)「地方財政白書」

地方公共団体における組織の変遷

- 戦後、都道府県、市町村ともに、課室数は大きく増加している。特に、市町村においては民生・衛生分野、都道府県においては民生・衛生分野及び商工労働分野の組織の増加が目立つ。

■地方公共団体の部門別の課室数の推移（市町村の例）【A市】

【昭和29年】 職員数：220人 人口：約4万6千人（昭和30年国勢調査）

総務	民生・衛生	商工労働・農林水産	土木	その他
秘書人事課 企画室 庶務課 市民課 財政課 税務課	厚生課 社会福祉事務所 水道課	商工水産課 農林課	土木課	収入役 消防本部

合計：14

【平成27年】 職員数：336人 人口：約4万3千人（平成27年国勢調査）

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
企画政策課 地域協働課 総務課 財政課 税務課 市民課	社会福祉課 こども課 環境安全課 健康センター 水道課 下水道課	商工観光課	農林水産課	建設課 都市計画課	会計課

合計：17

※各種委員会、議会事務局を除く。

地方公共団体における組織の変遷

■地方公共団体の部門別の課の数の推移（都道府県の例） 【B県】

【昭和25年】 職員数：約13,000人 人口：約96万人（昭和25年国勢調査）

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
秘書広報課 企画課 人事課 財政課 税務課 地方課 統計課	社会福祉課 世話課 保険課 医務課 公衆衛生課 薬務課	商工課 労政課 職業安定課	水産課 農務畜産課 農業改良課 農業協同組合課 林務課 農地開拓課 耕地課	管理課 道路課 河港砂防課 計画課 建築課	消防課

合計：29



【平成28年】 職員数：約15,000人 人口：約107万人（平成27年国勢調査）

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
秘書課 地方創生推進室 人事課 情報政策課 統計調査課 広報課 文書総務課 財政課 管財課 税務課 市町村支援課	県民生活課 男女参画・県民協働課 環境政策課 自然保護課 環境保全課 厚生企画課 高齢福祉課 児童青年家庭課 障害福祉課 医務課 健康課 生活衛生課 くすり政策課	総合交通政策室 観光課 国際課 文化振興課 商工企画課 経営支援課 商業まちづくり課 立地通商課 労働雇用課 職業能力開発課	農林水産企画課 農産食品課 農業経営課 農業技術課 農村整備課 農村振興課 森林政策課 水産漁港課	管理課 建設技術企画課 道路課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課 営繕課	消防課 防災・危機管理課 出納局 公営企業管理者

合計：55

地方公共団体における組織の変遷

○ C市においては、市町村の処理する事務の増加に加え、人口の大幅な増加及び政令市への移行により、全ての分野において大幅に課室の数が増大。

■地方公共団体の部門別の課の数の推移（市町村の例） 【C市】

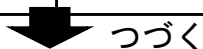
【昭和31年】 職員数：約4,000人 人口：約43万人（昭和30年国勢調査）

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
秘書室 会計部 庶務課 財政課 管財課 市民課 戸籍課 徴税課 市民税課 資産税課	衛生施設課 中央保健所 西保健所 〇〇病院 厚生病院 福祉事務所 国民健康保険調査委員 会事務局 管理課 作業課 庶務課 業務課 工務課	商工課 消費経済課 産業会館	農林課	庶務課 計画課 管理課 土木課 建築課 建築指導課 〇〇動物園	収入役 市立病院 消防本部 交通局

【平成28年】 職員数：約14,000人 人口：約195万人（平成27年国勢調査）

合計：37

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
総務課 法制課 庁舎管理課 行政情報課 公文書館 推進課 秘書課 交流課 広報課 市民の声を聞く課 人事課 職員健康管理課	消費生活課 アイヌ施策課 男女共同参画課 総務課 保護自立支援課 監査指導課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター	文化振興課 文化財課 企画事業課 施設課 調整課 経済企画課 商業・金融支援課 立地促進・ものづくり産 業課 経済戦略推進課 観光・MICE推進課 雇用推進課	農政課 農業支援センター 中央卸売市場	政策推進課 企画課 政策調整課 都心まちづくり課 都市計画課 地域計画課 事業推進課 都市交通課 交通計画課 新幹線推進室 総務課 道路管理課	交通局 水道局 病院局 消防局



地方公共団体における組織の変遷

総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」
第1回資料(H28.12)

■地方公共団体の部門別の課の数の推移（市町村の例）（つづき）【C市】

総務	民生・衛生	商工労働	農林水産	土木	その他
勤労課	子ども発達支援総合センター			道路認定課	
自治研修センター	保険企画課			用地管理課	
システム調整課	保健所			用地取得課	
システム管理課	衛生研究所			業務課	
東京事務所	子ども企画課			道路課	
オンブズマン事務局	子どもの権利推進課			工事課	
企画調査課	子育て支援課			道路維持課	
財政課	保育・子育て支援センター			道路設備課	
税制課	認定こども園にじいろ			管理測量課	
市民税課	施設運営課			計画課	
固定資産税課	児童相談所			事業課	
納税指導課	子どもの権利救済事務局			車両管理事務所	
市税事務所	総務課			河川事業課	
管財課	循環型社会推進課			河川管理課	
契約管理課	業務課			総務課	
技術管理課	事業廃棄物課			宅地課	
区政課	清掃事務所			区画整理事業課	
戸籍住民課	施設管理課			区画整理清算課	
市民自治推進課	施設整備課			住宅課	
会計管理課	処理場管理事務所			建築保全課	
出納課	清掃工場			建築工事課	
危機管理対策課	環境計画課			電気設備課	
	エコエネルギー推進課			機械設備課	
	環境対策課			管理課	
	〇〇動物園			建築確認課	
	みどりの推進課			建築安全推進課	
	みどりの管理課				
	経営管理課				
	下水道財務課				
	下水道計画課				
	施設管理課				
	排水指導課				
	管路保全課				
	下水管理センター				
	処理施設課				
	施設保全課				
	水処理センター				

※各種委員会、議会事務局を除く。

合計：139